

2021年度 龍谷大学給付奨学金(家計奨学金) 申請書類の作成

申請書類一覧

番号	提出書類	対象者
①	提出書類チェック表	全員
②	龍谷大学給付奨学金(家計奨学金)申請書	全員
③	本人名義の通帳コピー(口座氏名、口座番号、金融機関名、支店名記載のページ)	全員
④	所得(課税)証明書(市区町村役場で発行の最新のもの(父・母 両方必要))	全員
⑤	所得に関する証明書類	該当者のみ
⑥	家庭事情に関する証明書類(該当者のみ)	該当者のみ
⑦	【編転入生のみ】成績証明書	該当者のみ
⑧	その他の奨学金の利用状況が確認できるもの	該当者のみ

①提出書類チェック表

提出書類の不備・不足を確認するためのチェック表です。
太枠内の必要事項を全て記入し、書類の漏れ等がないか必ず確認してください。

②龍谷大学給付奨学金(家計奨学金)申請書

本奨学金の申請書類です。必ず黒のボールペンで記入してください。※フリクション不可。
また、本人および保証人の署名欄は、当該者がそれぞれ自署してください。
金額を記入する欄は、全て1万円未満切り捨てで算出してください。

③本人名義の通帳のコピー

奨学金採用時に振込を希望する、本人名義の通帳のコピー(氏名・口座番号・金融機関名・支店名が記載された箇所)を提出してください。
通帳レス口座の場合は、口座番号連絡書やキャッシュカードのコピーでも可。但し、氏名・口座番号・金融機関名・支店名のいずれか一つでもない場合は無効とします。

④所得(課税)証明書

前年1月～12月末までの収入(所得)や課税額が記載された書類で、市区町村の役所で発行できます。
家計支持者(原則父母、父母がいない場合は代わりに家計を支えている人)全員分の提出が必要です。
市区町村によって様式が異なるため、次の内容で発行を依頼してください。

- ・ 令和3年度(令和2年分)の証明書
- ・ 以下の項目が記載されている証明書
 - ①市町村民税所得割額 ②給与収入額(給与がある場合) ③所得の内訳ごとの金額(給与以外がある場合)
 - ④扶養人数

※課税されていない人は、「非課税証明書」として発行される市区町村もあります。
※所得金額が無記載、もしくはアスタリスク(*)となっている証明書は受理できません(0円の表記は可。)

【年額の算出方法】

大学が情報を確認し、日本学生支援機構第一種奨学金の推薦基準に基づき判定を行います。
所得(課税)証明書から必要な情報が入手できなかった場合は、追加書類を個別に依頼することがあります。

所得(課税)証明書の様式例。各市区町村によってデザインや項目名は異なります。

⑤所得に関する証明書類 → 各種証明書類の説明は3～4ページを参照

家計支持者の収入状況に関する情報は、原則④の所得(課税)証明書類により確認しますが、確認ができない情報については追加で証明書類の提出が必要となります。
下記の表を参照し、該当する証明書類を必ず提出してください。
これらの証明書類は原本・コピーどちらでも可ですが、一度受領した書類は返却できません。

※一人で複数の所得がある人(会社員と農業など)は、その全てについて該当する証明書類が必要です。

給与収入の人…会社員・公務員など(パート・アルバイト含む)		
1	A	2020年1月1日以前から同じ勤務先 → 証明書類の提出は不要です。
	B	2020年1月2日以降に退職・休職した → 離職票・退職証明書・退職日の書かれた源泉徴収票等(いずれか一つ)
	C	2020年1月2日以降に就職・転職した ※ 現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状態にあてはまる → 給与明細(直近3か月分)・年収見込証明書(いずれか一つ)
	D	給与収入はあるが、海外居住で証明書類が取得できない → 2020年1月～12月の給与明細・収入証明書(いずれか一つ)
給与所得以外の人…自営業・会社役員・自由業など		
2	E	2020年1月1日以前から同じ業務形態で事業経営 → 証明書類の提出は不要です
	F	2020年1月2日以降に廃業・休業した → 廃業届受理証明等
	G	2020年1月2日以降に開業した → 帳簿(直近3か月分)
無収入の場合(専業主婦を含む)		
3	H	2020年1月1日以前から無職無収入 → 証明書類の提出は不要です。
その他		
4	I	生活保護費を受給中 → 生活保護決定(変更)通知書
	J	雇用保険基本手当(失業手当)を受給中 → 雇用保険受給資格者証
	K	傷病手当を受給中 → 傷病手当金通知書
	L	年金を受給中 → 年金振込通知書・年金額改定通知書・年金証書(いずれか一つ)
	M	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中 → 受給額が記載された通知書・手当が振り込まれている通帳等(いずれか一つ)
	N	祖父母等からの援助や養育費等を受けている → 援助年額の証明
	O	その他、上記以外の公的手当等を受給中 → 受給金額が記載された通知書
	P	A～Oのいずれにも該当しない → 学生部 奨学金窓口にご相談ください

⑥家庭事情に関する証明書類 → 各種証明書類の説明は5ページを参照

次のa～fに該当し、かつ証明書類が提出できる場合は、特別控除を受けることができます。
該当する項目があれば、申請書の【C. 特記情報】欄に必要事項を記入してください。

a	ひとり親家庭	→ 住民票の写し(同一世帯全員が記載されたもの)※コピー可
b	同一世帯内に障がいのある人がいる	→ 障がい者手帳のコピー
c	主たる家計支持者が単身赴任等で別居している	→ 様式(6-c)、および控除の対象となる費用に係る領収書のコピー
d	同一世帯内に長期療養者がいる	→ 様式(6-d)、および直近6か月分の領収書のコピー
e	この1年間で火災・風水害等の被害にあった	→ 罹災証明書および被害により生じた実費を証明する領収書のコピー
f	この1年間で盗難の被害にあった	→ 盗難届の証明書および被害により生じた実費を証明する領収書のコピー

⑦【編転入生のみ】成績証明書

編転入生は前年度分の成績証明書を提出してください。

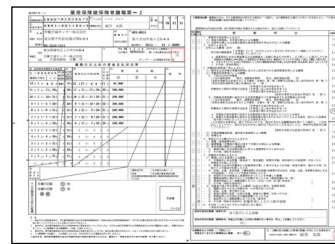
⑧その他の奨学金の利用状況が確認できるもの

日本学生支援機構以外の奨学金制度を利用中の場合は、受給状況が分かるものを添付してください。
(例: 奨学生証、採用決定通知等)

各種証明書類の説明(④所得に関する証明書類)

【1-B】2020年1月2日以降に退職・休職した

離職票(ハローワークが発行)または退職証明書や退職日が書かれた源泉徴収票(退職した勤務先が発行)が必要です。
雇用保険受給資格者証(ハローワークが発行)でも可ですが、申込日時時点で雇用保険基本手当(失業手当)を受給している場合は、必ず【4-J】で受給額の年額を算出してください。



離職票の見本

いずれの書類も提出できない場合は、『収入に関する事情書』の作成が必要です。
所定の様式を学生部 奨学金窓口または大学ホームページから入手し、必要事項を記入してご提出ください。

【1-C】2020年1月2日以降に就職・転職した

給与明細(直近3か月分)もしくは年収見込証明書(勤務先が発行)が必要です。

- 給与明細の場合…平均月収(非課税の交通費を除く)から年額を算出し、申請書に記入してください。
現時点で賞与の支給が明確な場合 : (各月の総支給額 - 非課税の交通費)の平均×15
賞与なし、または支給が不明な場合 : (各月の総支給額 - 非課税の交通費)の平均×12
- 年収見込証明書の場合…証明書に記載された年収の見込額を申請書に記入してください。
※勤務先に申込日時点の収入から推算した年収の見込額を記載するよう依頼してください。

【1-D】給与収入はあるが、海外居住で証明書が取得できない

家計支持者が海外に居住している場合、所得(課税)証明書が発行できなかったり、必要な情報を確認できないことがあります。
そのため、2020年1月～12月の給与明細もしくは収入証明書(勤務先が発行)を提出してください。

- ※ 日本語以外の言語の場合は、必ず和約を添付してください。
- ※ 日本円以外の通貨で作成されている場合は、申込時のレートで円換算してください。
- ※ 勤務先の本社が日本国内にある場合は、必ず現地給与と内地給与および扶養関係の記載を含めた書類を提出してください。

【2-F】2020年1月2日以降に廃業・休業した

廃業届受理証明(市区町村が発行)または廃業日が分かる公的証明書類が必要です。

- ※ 廃業日が分かる公的証明書類の例
関係官庁等に届け出た書類、関係官庁等による公的証明書(破産宣告書・銀行取引停止通知書など)
弁護士が作成した証明書

いずれの書類も提出できない場合は、『収入に関する事情書』の作成が必要です。
所定の様式を学生部 奨学金窓口または大学ホームページから入手し、必要事項を記入してご提出ください。

【2-G】2020年1月2日以降に開業した

月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれている帳簿(直近3か月分)を、該当の家計支持者本人が作成してください。
また、収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算し、申請書に記入してください。
※開業してから3か月に満たない場合は、開業した月以降の分を作成し、年額を算出してください。

【4-I】生活保護費を受給中

原則、生活保護決定(変更)通知書(福祉事務所が発行)を提出してください。
生活保護決定(変更)通知書が提出できない場合に限り、生活保護受給証明書(福祉事務所が発行)を提出してください。
※ 生活保護受給証明書に受給金額(月額等)が記載されていない場合は、併せて生活保護費が振り込まれている口座の通帳のコピー(口座名義人氏名が記載されている箇所と、直近の振込が記帳されている箇所)を添付し、生活保護受給証明書の余白に年額を記入してください。
年額の算出方法 : (月平均額)×12

【4-J】雇用保険基本手当(失業手当)を受給中

雇用保険受給資格者証(ハローワークが発行)が必要です。
その他の書類は認められません。
片面での提出不可、必ず表と裏の両面をコピーして提出してください。
年額の算出方法 : (基本手当日額)×(所定給付日数)



雇用保険受給資格者証の見本

各種証明書類の説明(⑤家庭事情に関する証明書類)

【a】ひとり親家庭

住民票の写し(市区町村の役所等で発行)が必要です。

必ず世帯全員が記載されており、かつマイナンバーが記載されていないものを提出してください。

(控除額：99万円)

【b】同一世帯内に障がいのある人がいる

あなたを含む、あなたと同一世帯の人が対象です。

障がい者手帳(氏名、障がいの程度等が記載されたページ)をコピーして提出してください。

(控除額：1人につき99万円)

【c】主たる家計支持者が単身赴任等で別居している

控除の対象となる費用に係る領収書のコピーが必要です。別居している者の氏名記載がないレシート等は不可。

【対象】

別居による家賃・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費

【対象外】

上記以外(引越し代・食費・帰省交通費・電話代・NHK受信料・新聞代・ガソリン代・駐車場代等)

申請時、領収書は日付順に並べた状態で提出してください。

また、所定の様式を学生部 奨学金窓口または大学ホームページから入手し、領収書に添付してご提出ください。

(控除額：上限71万円)

【d】同一世帯内に長期療養者がいる

6か月以上にわたり療養中の人、または療養を必要とする人が対象です。

直近6か月分の領収書のコピーを提出してください。長期療養を受けている者の氏名の記載がない領収書は不可。

【対象】

診療費・治療費(マッサージや鍼灸、柔道整復等の治療を含む)・入院費・医薬品費・通院費用・看護人に対して支払う費用
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額

【対象外】

光熱費・差額ベッド代・食費・老人ホームの入所費・食事療養費・保険適用外の文書料等

申請時、領収書は日付順に並べた状態で提出してください。

また、所定の様式を学生部 奨学金窓口または大学ホームページから入手し、領収書に添付してご提出ください。

(控除額：年間支出金額)

【e】この1年間で火災・風水害等の被害にあった

被災により、長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある(見込まれる)人が対象です。

罹災証明書および被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

申請時、領収書は日付順に並べた状態で提出してください。

また、控除額となる年間支出金額の計算式を必ず添付してください(任意様式)。添付のない場合は控除対象外となります。

(控除額：年間支出金額)

【f】この1年間で盗難の被害にあった

盗難被害により、長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある(見込まれる)人が対象です。

盗難届の証明書および被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

申請時、領収書は日付順に並べた状態で提出してください。

また、控除額となる年間支出金額の計算式を必ず添付してください(任意様式)。添付のない場合は控除対象外となります。

(控除額：年間支出金額)